

矢吹町有害鳥獣捕獲報奨金について

有害鳥獣捕獲等を行ったものに対し、報奨金を交付します。

補助対象者：矢吹町鳥獣被害対策実施隊員
及び農作物の被害により捕獲許可を受けたもの

添付書類等：捕獲個体、捕獲場所及び捕獲日が分かる写真
(裏面参考例のとおり)
捕獲場所の位置図
矢吹町有害鳥獣捕獲報奨金交付申請書

交付対象有害鳥獣	交付額(処分費用として)	証拠物
ツキノワグマ	1頭につき20,000円	捕獲した有害鳥獣の写真
イノシシ	1頭につき20,000円	捕獲した有害鳥獣の写真
ニホンジカ	1頭につき20,000円	捕獲した有害鳥獣の写真
カモシカ	1頭につき8,000円	放獣した際の写真
ハクビシン	1頭につき3,000円	捕獲した有害鳥獣の写真
タヌキ	1頭につき3,000円	捕獲した有害鳥獣の写真
アライグマ	1頭につき3,000円	捕獲した有害鳥獣の写真

※詳しい内容については担当課までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：矢吹町役場農業振興課 42-2115